

第8期介護保険事業計画における 介護人材確保対策の取組

1 多様な介護人材の確保対策の実施

- ・介護に関心がある人や元気高齢者と介護人材不足の課題を抱える事業所とのマッチングを実施。

2 介護の入門的研修の実施

- ・介護人材のすそ野を広げるため、日常に役立つ介護の知識や介護現場で必要な基本的な知識、技能を学ぶ研修会を実施。

3 縮職防止に向けた取組の実施

- ・事業者、従業者の相談窓口として、専門機関が実施している雇用管理コンサルタントや専門職によるヘルスカウンセラー、セミナー等の事業を市内事業所に広く周知し、積極的な活用を図る。

4 介護職場の認知度向上に向けた取組の実施

- ・事業所の紹介や従業者のやりがい、介護の魅力等について広報等を活用して発信。

5 介護分野の文書に係る負担軽減に向けた取組の実施

- ・個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化・標準化
- ・効率化につながる可能性のあるＩＣＴ等の活用を行い、文書に係る負担軽減を図る。また、国から示される様式等も活用し、介護現場の業務効率化を図る。

1 多様な介護人材の確保対策の実施

- ・介護職場において、専門的な知識・経験を要する「介護専門業務」とそれ以外の「介護周辺業務」に切り分け、「介護周辺業務」に従事する介護助手『介護お助け隊』（以下、『介護お助け隊』という。）の配置を促進し、介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保できるようにサービスの業務効率化を進めて、介護人材の確保、定着を図る。
- ・また、現在の人生100年時代に、高齢者が元気に活躍し続けられる地域、高齢者になっても安心して暮らすことのできる地域を目指し、元気高齢者が介護助手として働くことを促進する。

益田市介護助手『介護お助け隊』事業

住み慣れた地域の介護事業所で働いてみませんか？

『介護お助け隊』募集!!

こんなお方を求めています！

- 元気で働ける間は
もっと働きたい！
- 介護のことを
勉強したい！
- 誰かの役に立つ
ことをしたい！

こんな効果が期待されます！！

- 働きながら介護の
ことが学べる
- 働くことで生きが
いができる！
- 介護予防につなが
り、自分も元氣で
いられる！

元気高齢者
大歓迎！

登録をご希望の方は下記までお問い合わせください。

TEL 31-0218 FAX 24-0181

益田市福祉環境部 高齢者福祉課

対象 益田市在住の方

業務 介護事業所での周辺業務
(部屋の掃除、食事の片付け、利用者の話し相手など)

時間 短時間勤務も可能
(午前のみ・午後のみ・決まった曜日のみ勤務など)

介護周辺業務	介護専門業務
「介護お助け隊」が担当	「介護職員」が担当
・部屋の掃除 ・食事の片付け ・利用者の話し相手 ・レクの手伝い など	・食事介助、入浴介助などの身 体介護 ・その他専門的な知識・経験を 要する業務 など
介護お助け隊	介護事業所の介護職員

こんなお方も登録できます！！

- 無資格
- 未経験
- 短時間勤務

登録～就労までの流れ

登録方法

- ・市高齢者福祉課に「介護お助け隊」の登録用紙を提出
- ・提出時に簡単な面接実施

マッチング

- ・登録者と介護事業所のマッチングを実施
- ・マッチングの結果、内容が合致した場合、3者で面談（登録者・事業所・市高齢者福祉課）

就労開始

- ・介護事業所と登録者の両者で合意後、雇用契約・就労開始

事業の流れ

1 介護お助け隊の登録	『介護お助け隊』の登録希望者は、「介護お助け隊登録書」（様式1）を市高齢者福祉課に提出する。
2 介護お助け隊利用の申請	『介護お助け隊』の利用を希望する介護事業所（以下、「介護事業所」という。）は「介護お助け隊利用申請書」（様式2）を市高齢者福祉課に提出する。
3 マッチング	市高齢者福祉課は、提出された様式1、様式2を照合し内容が合致した場合、『介護お助け隊』登録者（以下、「登録者」という。）、介護事業所及び市高齢者福祉課で3者面談を実施する。
4 雇用手続	登録者と介護事業所の両者の合意が得られた場合、介護事業所は様式3、様式4により登録者に具体的な業務を説明し、雇用手続を行う。
5 ヒアリング	実際に就労が始またら、就労1か月後及び必要な時期に市高齢者福祉課は登録者と介護事業所の両者にヒアリングを実施する。

様式1

益田市「介護者助け隊」登録書

申込日 年 月 日

ふりがな		性 別	写真貼付 たて4cm よこ3cm			
姓 名						
生年月日	年 月 日	性別(男)				
年 齢	歳					
住 所	〒 -					
連絡先	電 話 - FAX - 携帯電話 - E-mail -					
希望の連絡手段 ①電話 ②FAX ③携帯電話 ④メール						
勤 務 会 務 地 域	その他希望事項		各自資格及び特技等			
1. (地区)	お介護事業所でどのようなことをしたいですか。		お介護事業所に限らず、お持ちの資格等を記入してください。 (普通自動車免許等)			
2. (地区)						
3. (地区)						
4. 市内どこでも可						
勤務可能開始日・終了日						
年 月 日 から 年 月 日 まで						
希望勤務事業所	希望理由					
1						
2						
3						
希望勤務時間(希望する曜日・時間に○を記入します)						
月	火	水	木	金	土	日
午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前
午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後
夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間
【備考】						

様式1

履歴欄(最終学校卒業以降の経歴を記入のこと)

年	月	高校	科卒業

この登録は、介護事業所とのマッチングに必要なものですが、登録しても仕事を約束するものではありません。

介護事業所に必要な人材が発生した場合に声をかけさせていただきます。

また、介護事業所とのマッチングが必要な場合に、この情報を介護事業所に提供することに同意します。

年 月 日 氏名 印

※本登録は、その年度内に限り有効であることから、その年度を超えて登録を継続しようとする場合は、年度ごとに申請が必要となります。

様式2

益田市『介護訪助け隊』利用申請書

申込日 年 月 日

事業所	名称			
	所在地	〒 -		
	管理者			
	担当者			
	連絡先	電話	-	E-mail

利用希望開始日・終了日 年 月 日 から 年 月 日 まで	希望依頼業務 ※介護事業所でどのような内容を依頼したいですか。	希望人材 ※必要資格があれば記入してください。
【備考】		

利用希望時間（希望する曜日・時間帯に○、合わせて詳細時間のご記入をお願いします）						
月	火	水	木	金	土	日
午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)	午前 (: ~ :)
午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)	午後 (: ~ :)
夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)	夜間 (: ~ :)

【備考】

様式2

希望依頼業務の具体的な内容

午前				
午後				
夜間				

<記入例>

食事	入浴	その他
テーブル拭き・配膳	風呂掃除	ゴミ回収
飲物準備	入浴前の衣類準備	ベッド・シーツ交換
食事の見守り		利用者の話し相手
エプロン洗濯・準備	指宿への誘導	利用者の見守り
食堂への誘導	髪を乾かす	レクリエーション準備・手伝い
下膳		趣味活動の手伝い

※本申請書は、その年度内に限り有効であることから、その年度を超えて申請を継続しようとすると場合は、年度ごとに申請が必要となります。

様式3

介護お助け隊利用事業所チェックリスト

項目	取組	具体的な内容
1 受入体制	事業所全体で「介護お助け隊」の受入について、同意しており、受入体制を整備している。	
2 業務の切り出し	業務の切り出しを行い、「介護お助け隊」に依頼する業務が明確になっている。	
3 事業所内での情報共有	業務の切り出しについては、事業所全体で共有しながら決定している。	
4 担当者の決定	「介護お助け隊」に依頼する業務、事業所等について、説明・教育する体制が整備されている。	
5 OJT研修による育成	実際の業務を通じて、「介護お助け隊」に業務内容を指導する体制が整備されている。	
6 支援体制の整備	「介護お助け隊」が困った時に相談できる体制が整備されている。	
7 業務の振り返り	「介護お助け隊」の業務について、気になる点や改善点を確認し、共有する機会を設けている。	
8 定期的な面談	事業所の管理職と「介護お助け隊」が定期的に面談し、困っていること、今後の対策などを確認している。	

様式4

「介護お助け隊」業務スケジュール

※介護お助け隊が分かり易いように詳しく記載してください。

時間	業務内容	特記事項

事業の流れ

①『介護お助け隊』登録希望者、『介護お助け隊』利用事業所はそれぞれの様式に必要事項を記入し、市高齢者福祉課に提出。

【介護お助け隊登録】

様式1



ゆずりん

(介護資格なし。母親の介護経験あり。)

登
録

【介護お助け隊利用申請】

様式2



はまぐりティサービス

(介護人材が不足している介護事業所)

申
請

②提出された様式1、様式2を照合しマッチング。

様式1

様式2



益田市役所
高齢者福祉課



様式1

様式2

③マッチングの結果、内容が合致した場合、登録者・介護事業所・市高齢者福祉課の3者面談実施。



④登録者と介護事業所の両者の合意が得られた場合、雇用手続を行う。



ゆずりん

介護の周辺業務

「介護お助け隊」が担当
部屋の掃除、食事の片付け、利用
者の話し相手、レクの手伝い等

雇用手続



はまぐりティサービス

介護の専門業務

「介護職員」が担当
食事介助、入浴介助などの身体介
護、専門的な知識等を要する業務



介護お助け隊の利用について 1

この事業は、介護に関心がある方、子育てが一段落された方、退職された方など年齢制限を設けていませんが、元気高齢者の登録を歓迎しています。

1日3時間程度、週3日程度の就労などが標準になってくると思われます。

人員配置が少ない時間帯、食事の準備、片付け等で人員配置を増やしたい時間帯に介護お助け隊を配置するなど、介護職員が行う専門業務と介護お助け隊が行う周辺業務とを整理し、切り分けることによって、業務の効率化が期待できます。

介護お助け隊の利用について 2

- 原則として、介護の周辺業務にあたる『介護お助け隊』は、指定基準上の介護職員等の人員にはカウントされません。
- しかし、登録者が有資格者、介護経験者等（無資格者でも配置可）であり、専門業務を行うことに対し、事前に登録者と介護事業所で同意が得られた上で介護職員としてサービス提供をする場合は、指定基準上の介護職員等の人員にカウントすることができます。
- 介護お助け隊の利用申請はその年度内に限り有効。年度を超えて申請を継続しようとする場合は、年度ごとに申請が必要です。

介護お助け隊利用対象となる事業所

- 【施設サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

- 【居宅サービス】

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護、

- 【地域密着型サービス】

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小
規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護
老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

介護お助け隊事業について

- ・ 第8期介護保険事業計画の新規事業として実施します。新たな取組ですので、内容、実施方法など円滑に進まないこともあるかもしれません。
その都度、関係者と協議、調整しながら、事業を改善していくたいと考えていますので、お気づきの点などありましたら、お知らせください。

3 總職防止に向けた取組の実施

松江市に所在する「公益財団法人 介護労働安定センター 島根支部」では、介護労働サービスインストラクター等が、介護事業所を対象に、雇用管理の改善等についての相談援助や、専門職（医師・看護師等）によるヘルスカウンセラー、セミナー等の事業を実施しています。

これらの事業を積極的に活用していただくため、当該センターの情報について、隨時、情報発信しますので、ぜひ、ご利用をご検討ください。

※当該センターは、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上及び介護労働者の適正な需給調整のための援助を行い介護労働者の雇用の安定と福祉の増進を図ることを目的に設立されています。

現在、県東部の事業所が多く利用されていますが、西部でももちろん利用できますので、専門機関の事業を上手く活用してください。

4 介護職場の認知度向上に向けた取組の実施

毎月発行される「広報ますだ」を活用して、事業所の紹介や従業者のやりがい、介護の魅力等を情報発信します。

掲載内容としては、介護サービスを利用されている方・ご家族の方の声、新規採用の従業者の特集や長年介護事業所に勤務されているベテラン従業者の方の特集などを予定しています。

掲載にあたりましては、該当事業所等にご相談をさせていただきますので、ご協力をお願いします。